

琵琶湖の保全及び再生に関する法律の概要

平成27年法律第75号

(平成27年9月16日成立、平成27年9月28日公布、施行)

琵琶湖の保全及び再生に関する法律 成立の経緯

琵琶湖総合開発特別措置法（昭和47年法律第64号）における取組（昭和47年度～平成8年度）

- ・25年間に渡って実施された琵琶湖総合開発事業の結果、流域の治水、利水環境は大幅に向上。
 - ・下水道整備等により水質保全について一定の改善が図られた。
- 一方、COD(化学的酸素要求量)の漸増傾向、固有種の生息域の減少などが課題として残る。

琵琶湖の総合的な保全のための計画調査（平成9～10年度）

水質等の課題に引き続き対応するため、国土庁・建設省(現国土交通省)、環境庁(現環境省)、厚生省(現厚生労働省)、農林水産省、林野庁が合同で、琵琶湖の総合的な保全に関する各種施策や連携方針等を幅広い観点でとりまとめる。

琵琶湖の総合的な保全の推進（平成11年度～）

上記計画調査に基づき総合的な保全を推進

■第1期計画期間(平成11年度～22年度)

■第2期計画期間(平成23年度～32年度)

【対象事項】

- 総合保全対策分野(水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全)
- 共通基盤分野(参画・実践、交流・情報、調査・研究)

新たな問題の顕在化

【周辺環境の変化】

○社会環境、生活様式の変化

【生態系の攪乱】

○外来動植物の繁殖

○水草の大量繁茂

○在来魚介類の減少 等

琵琶湖の自然環境等の悪化が一層顕在化してきている状況にあり、総合的な保全及び再生を図ることが喫緊の課題となる

琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）

◆第189回通常国会において、衆議院環境委員長により提案

平成27年9月16日 参議院本会議において全会一致により法案が可決

平成27年9月28日 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」公布、施行

平成28年4月21日 琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を決定

【主務大臣】

総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣

【関係行政機関の長】

財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

【関係地方公共団体】

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、滋賀県内の市町

琵琶湖の総合的な
保全及び再生の必要性

全国の湖沼に先駆けた
保全及び再生の取組

国民的資産である
琵琶湖の継承

琵琶湖の保全及び再生に関する法律の概要

目的（第1条）

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資する。

基本方針（第2条）[主務大臣]

- ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針
- ◇ 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項
- ◇ その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

国による支援（第4条～第6条）

- ・ 財政上の措置
- ・ 地方債についての配慮
- ・ 資金の確保等

関係者の協力（第7条）

琵琶湖保全再生推進協議会（第8条）

主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市の長が琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議

琵琶湖保全再生計画（第3条）[滋賀県]

- ◇ 計画期間
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する方針
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生のための次に掲げる事項
 - ・ 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項
 - ・ 水源の涵養に関する事項
 - ・ 生態系の保全及び再生に関する事項
 - ・ 景観の整備及び保全に関する事項
 - ・ 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する次に掲げる事項
 - ・ 住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項
 - ・ 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項
- ◇ その他琵琶湖の保全及び再生に関し必要な事項

国及び関係地方公共団体が講ずべき施策（第9条～第23条）

- | | | | |
|-------------------|-------------------|--------------------|-------------|
| ・ 調査研究等 | ・ 外来動植物による被害の防止 | ・ 環境に配慮した農業の普及その他 | ・ 景観の整備及び保全 |
| ・ 水質の汚濁の防止のための措置等 | ・ カワウによる被害の防止等 | 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興 | ・ 教育の充実等 |
| ・ 森林の整備及び保全等 | ・ 水草の除去等 | ・ エコツーリズムの推進等 | ・ 多様な主体の協働 |
| ・ 湖辺の自然環境の保全及び再生 | ・ 水産資源の適切な保存及び管理等 | ・ 湖上交通の活性化 | ・ 資料の作成及び公表 |

施行期日等（附則）

1. 公布の日から施行
2. 法律の施行の日から5年以内に必要な見直し